

加園小いじめ防止基本方針

1. 基本的な方針

本校は目指す学校像を「笑顔いっぱいの学校」「居心地が良い学校」「自慢できる学校」とし、全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」ということや「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ということを強く認識して、いじめのない学校づくりを学校組織をあげて徹底して取り組む。

いじめ防止対策推進法

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参考し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

2. 学校の組織づくり

児童指導委員会の中に「いじめ対策部会」を組織し、校務分掌に位置付け、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通した未然防止対策を行う。また、いじめが発生した際には、解決に向け組織的に対応する。「子供の自殺が起きたとき」もいじめがあったのではないかとの前提のもと、同様に対応する。

(1) 委員

校長、教頭、教務主任、児童指導主任、養護教諭（教育相談担当）等

※必要に応じて担任、人権教育主任、特別支援教育担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童委員、民生委員等（校長の指示）を加える。

(2) いじめ対策部会

①《定期開催》6月、10月、2月→いじめの予防や早期発見・対応に努める。

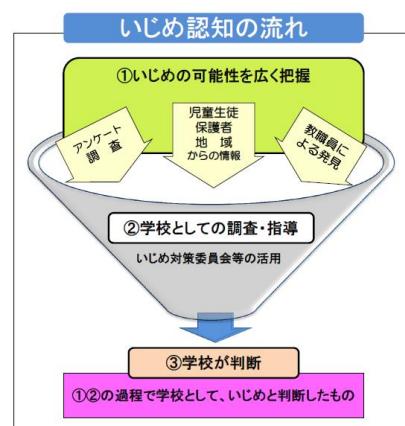
- ・いじめ調査、QUの実施と結果の分析と対応策
- ・学童との情報交換の報告会と今後の対応策
- ・学校運営協議会での報告と今後の対応
- ・要配慮児童への支援方針決定

【図1】

②《隨時開催》いじめ認知時

事実関係の把握【図1参照】

- ・アンケート調査、児童、保護者、地域からの情報及び教職員による発見等からいじめの可能性を広く把握し、共有する。
- ・関係のある児童への事実関係の聴取や緊急アンケートの実施等により組織的調査（複数の教員）を迅速に行う。



③対応の流れ

1. 調査方針・分担等の決定

- ①目的を明確にする。
- ②行動の優先順位を決める。
- ③いつまでに誰が何をするかを明らかにする。

調査

事実関係の把握

2. 指導方針の決定、指導体制の確立

- 指導、支援の対象と、手立てを明確にする。
 - ・学年、学級への指導、支援
 - ・被害者、加害者等への指導、支援
 - ・観衆、傍観者等への指導、支援

いじめ解決への指導・支援

継続指導・経過観察

- ・複数の教員で児童に対応
- ・保護者への連絡
(複数の教員で、丁寧に対応する)
- ・関係機関への連絡
(必要に応じて、警察、福祉関係、医療関係等)

*市教育委員会への報告

- ・保護者との連携
- ・市教育委員会との連携
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- ・関係機関との連携
- ・地域（児童委員、民生委員等）との連携

*市教育委員会への報告については、以下の状況が発生した場合、すぐに報告すること。

- ・本人、もしくは保護者が納得せず、今後もめる恐れがあるもの
- ・重大事態に発展する恐れがあるもの
- ・外部機関が介入したもの

3. 学校におけるいじめ防止等に関する取り組みの具体化

(1) いじめの予防

①学業指導の充実

- ・学びに向かう集団づくり(集団あっての個)
- ・子どもたちが意欲的に取り組む授業づくり(話合い活動の推進)

②道徳教育の充実 『人として、してはならないこと、すべきことを教え』人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

- ・年間35時間確実に実施する。
- ・校長、教頭の授業への参加(全学級1回)

③特別活動の充実

- ・集団で意見をまとめる話合い活動や人間関係を形成する力を養う活動の重視
授業研究課題－学級活動(1)の充実
- ・なかよし班の充実を図る。(1年生から6年生までの縦割り班)
児童の主体的な活動を推進し、なかよし班を意図的に取り入れる。
日常(清掃、給食、栽培活動) 行事(運動会、学習発表会など)

④人権教育の充実

- ・児童生徒一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかりと指導する。
- ・人権集会(12月2日～8日人権週間の間)により、人権感覚の高揚を図る。
友だちのよさを見つけ、きらきらの木を実らせる。(年2回)
教師から見た児童のよさを、かがやきカードで伝えていく。(随時)
- ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちでいじめの問題を解決できる力を育成する。

⑤保護者・地域との連携

- ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を図り、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- ・個人懇談や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携・協力を図る。
- ・学校、家庭、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、ともに学んだりする機会を設定する。

⑥情報モラル教育の実践

- ・情報モラル教育を道徳、特別活動での位置づけ、実践する。
- ・児童にインターネットのもつ利便性と危険性をしっかりと理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。
ア　掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報をむやみに掲載しない指導を徹底する。
イ　SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にさせない指導を徹底する。
ウ　有害サイトにアクセスさせない指導の徹底をする。
- ・家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、学年PTAで情報モラルに関する授業を実施する。

⑦教職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上

- ・いじめに関する取り組み評価を行い、自己の取り組みや指導体制の改善を図る。
2月に実施する。

(2) 早期発見

①児童の見守り・信頼関係の構築

- ・積極的に児童と遊ぶこと。
- ・児童との信頼関係の構築に努め、相談しやすい関係づくりに努める。
- ・日記の活用

②情報交換による共有と組織的に対応できる体制を整える。

- ・職員会議時「全校情報交換会」
- ・学期に1度「学童との情報交換会」の実施

③アンケートの実施 いじめの実態を把握するための調査

- ・いじめ調査 隨時
- ・いじめアンケート 6月、10月
- ・Q-U調査 6月、11月

④教育相談の充実 相談しやすい体制づくり

- ・教育相談週間 6月(担任)、10月(担任と相談したい教職員)
- ・そうだんくん(手紙)の活用

⑤家庭との連携

- ・児童の些細な変化があった場合には、学校と家庭で連携して速やかに対応できるように心がける。(原則休みのとき必ず担任連絡、3日間続けてのとき家庭訪問)
- ・学級通信による啓発や、家庭への連絡等を日頃より密にし、信頼関係を構築する。

(3) いじめに対する措置

①いじめ対策部会(いじめ認知時の対応に係る部会)による調査

- ・いじめ対策部会が中心となり、関係のある児童への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、市および県教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携をとる。

②保護者への報告

- ・いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ・双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。

③いじめられている児童及び保護者への支援

- ・いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。
- ・いじめを解決する方法については、いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。

④いじめた児童への指導及び保護者への助言

- ・いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。

- ・いじめた児童が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導に当たる。

⑤いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- ・いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- ・はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ・いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気を持つように伝える。

⑥ネットいじめへの対応

- ・ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策部会で情報を共有するとともに、当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

⑦警察との連携

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

4. 重大事態への対応

学校がいじめ防止対策推進法第28条により、当該事案が重大事態と判断した場合には以下のとおり対応する。

- ア 市教育委員会に報告するとともに、直ちに所轄警察署等の関係機関に通報し適切な援助を求める。
- イ 当該いじめの対処については、市教育委員会と連携し、弁護士、臨床心理士などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策部会（いじめ認知時の対応に係る部会）が中心となり、学校組織をあげて行う。
- ウ 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、市教育委員会と連携しながら、学校組織をあげて行う。
- エ いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- オ 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- カ いじめ対策部会（未然防止・早期発見対策に係る部会）を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。

《参考資料》

- ・生徒指導リーフ増刊号いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定 Q&A
(H25.12 国立教育政策研究所)
- ・いじめ防止対策推進法 (H25.9)
- ・いじめの防止等のための基本的な方針 (H29.3.14 文部科学大臣)
- ・「いじめ」の理解と対応 (H24.12 栃木県教育委員会)
- ・情報モラル育成資料集 (H23.2 栃木県教育委員会)
- ・いじめ重大事態の調査に関するガイドライン (H29.3 文部科学省)
- ・生徒指導提要 (R4.12 文部科学省)

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあつたとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあつたとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになつた事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあつてはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力